

第 33 期横浜市社会教育委員会議 第 2 回

日時：令和 4 年 3 月 29 日（火）13 時 15 分から 15 時

場所：横浜市庁舎 9 階 共用会議室 N12

《 次 第 》

I 議 事

- (1) 本市における取組の方向性の修正案について . . . 資料 1
- (2) 各重点取組について（テーマ議論） . . . 資料 2
 - ア 重点取組 1 「連携・協働による視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作」
 - イ 重点取組 2 「インターネットサービス提供体制の強化」

【配布資料】

- 資料 1 「本市における取組の方向性の修正案について」
- 資料 2 「各重点取組について（重点取組 1・重点取組 2）」
- 資料 3 「読書バリアフリーに関連する施設や団体について」
- 資料 4 「第 33 期横浜市社会教育委員会議 第 1 回会議録」

本市における取組の方向性（修正案）

(1) 基本的な取組

- ・ 視覚障害者等が利用しやすい書籍等、読書支援機器の拡充
- ・ 視覚障害者等が利用しやすい書籍等を必要とする方が利用できる制度整備
- ・ 視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作人材育成
- ・ 円滑な図書館利用のための支援の充実

(2) 重点取組

多様な主体との連携・協働を推進しながら、次の重点取組を行う

《重点取組 1》連携・協働による視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作

民間事業者等と連携した視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作

《重点取組 2》インターネットサービス提供体制の強化

ア インターネットサービス「サピエ図書館」や「国立国会図書館」の利用促進

イ GIGA スクール端末を活用したインターネットサービスの利用促進

《重点取組 3》司書、司書教諭・学校司書等の人材育成

一人ひとりのニーズに応じた支援を行うための、図書館や学校における研修の充実

《重点取組 4》効果的な広報・啓発戦略

ア 各種支援情報の一元化・見える化

イ 「誰一人取り残さない」ための情報発信

ウ 地域共生社会の実現に向けた読書バリアフリーへの理解促進

【第 1 回会議での主なご意見に対する考え方】

	第 1 回会議でいただいた主なご意見	ご意見に対する考え方（対応案）
1	「アクセシブルな書籍等」を市民にとって、分かりやすい文言に変えるべき	⇒「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」に変更します。
2	視覚障害者が図書館の蔵書検索等を通して、書籍の情報が入手可能となるよう支援をするべき	⇒基本的な取組「円滑な図書館利用のための支援の充実」として、蔵書検索の、検索方法や操作方法について、利用サポートを実施します。なお録音図書等を利用するには、視覚障害者等サービスへの利用登録が必要であることから、登録の促進にも取り組みます。
3	大学や企業と連携を強化して取組を行うべき	⇒「多様な主体との連携・協働を推進」を追記します。また、重点取組 1 に民間事業者等との連携・協働を加えました。（資料 3 参照）
4	「障害の種類と程度に応じた支援」の文言は、インクルーシブ教育の観点から、変えるべき	⇒「一人ひとりのニーズに応じた支援」に変更します。
5	身近な施設等でアクセシブルな書籍等が利用できるような場ができるとうい。	⇒重点取組 4 「効果的な広報・啓発戦略」の取組の中で、身近な施設等における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用体験や情報提供を行います。
6	読書バリアフリー法に基づく取組は、広く市民全般に知ってもらおう視点が重要	⇒重点取組 4 「効果的な広報・啓発戦略」に「ウ 地域共生社会の実現に向けた読書バリアフリーへの理解促進」を追記します。
7	複数の部署で事業が行われているが、できる限りワンストップでなければ支援サービスにたどり着くまでに時間がかかりすぎる	⇒重点取組 4 「効果的な広報・啓発戦略」の「ア 各種支援情報を一元化」の取組として検討します。

各重点取組について

【重点取組】

多様な主体との連携・協働を推進しながら、次の重点取組を行う

《重点取組Ⅰ》

連携・協働による視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作

【背景（必要性）】

- ・視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作は、主に図書館等が養成した図書館協力者やボランティアが担っており、担い手の高齢化などの課題があり、製作人材の確保が必要です。
- ・製作人材の確保にあたっては、ボランティアのみに頼ることなく、様々な方策の検討が求められています。

【施策】

民間事業者等と連携した視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作

- ・企業や大学など民間事業者等と連携した視覚障害者等が利用しやすい書籍等を製作するため連携に向けた働きかけや、図書館における障害者地域作業所等と連携した、迅速な提供が可能なテキストデイジーの製作。

《重点取組 2》インターネットサービス提供体制の強化

【背景（必要性）】

- ・視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等は、文字の拡大、背景の色の変更、音声読み上げ機能など、一つの書籍で一人ひとりのニーズに応じた読書の実現に有効です。
- ・「サピエ図書館」や「国立国会図書館」は、全国で製作された視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が集約され、視覚に障害のある方等は無料で利用できます。（サピエ：約30万タイトル、国会図書館：約3万タイトル）
- ・視覚障害者等が利用しやすい書籍等の購入、製作に取り組むとともに、人口規模の大きい横浜市においては「サピエ図書館」や「国立国会図書館」の利用を促進することが有効です。

【施策】

1 インターネットサービス「サピエ図書館」や「国立国会図書館」の利用促進

- ・視覚障害者等のサピエ図書館や国会図書館への登録や利用の促進を図るための、操作方法や検索方法の利用サポートなどの取組
- ・視覚障害者等に対する、サピエ図書館及び国会図書館の利用支援のための講習会の実施についての検討

2 GIGA スクール端末を活用したインターネットサービスの利用促進

- ・学校における、視覚障害等のある児童・生徒がGIGAスクール端末でデジ書等を利用できる環境づくり

読書バリアフリーに関連する施設や団体

I 読書バリアフリー法の関連施設等

(1) サピエ図書館

30万タイトル以上のデジタイズ図書・点字データなどを、視覚障害者等が無料で読んだり聴いたりできるインターネット上の電子図書館。図書館、学校等団体・施設が、利用する場合は年間4万円の利用料がかかる。サピエ図書館は、社会福祉法人日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する。

(2) 国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス

約3万点のデジタイズ図書・点字データなどを、視覚障害者等が無料で読んだり聴いたりできるインターネット上のサービス。図書館、学校等団体・施設が利用する場合も無料。国立国会図書館がサービスを提供する。

(3) 点字図書館（神奈川県ライトセンター）

ア 概要

点字図書館は、視覚障害者等を対象に、点字、録音等の図書・雑誌を製作・所蔵・貸出することを業務の柱とする社会福祉施設。歩行訓練、スポーツ振興事業などの福祉事業も行っている。神奈川県ライトセンターは、横浜市旭区にある。

イ 読書バリアフリー関連事業

視覚障害者等が利用しやすい書籍（録音図書、点字図書、拡大写本）の製作、貸出、デジタイズ図書の再生機器の操作法の習得支援、音訳者、点訳者等の養成等

(4) ICTサポートセンター（かながわ障害者IT支援ネットワーク）

ICTサポートセンターは、一部の都道府県・指定都市・中核市で設置され、障害者のアクセシビリティの向上のため、ICT機器の紹介や貸出、利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点。かながわ障害者IT支援ネットワークが横浜市中区にある。

（裏面あり）

2 その他関連施設、団体等

(1) 市内大学

- ア 大学図書館や学生支援室で資料のテキストデータ化が行われ、視覚障害等のある学生に提供されている。(2大学)
- イ 学生のサークル活動で、マルチメディアデージーが製作されている。(伊藤忠記念財団との連携)(1大学)

(2) 社会福祉協議会

住民やボランティア、市民団体等とともに地域福祉活動を中心に様々な活動を展開する民間団体。横浜市では各区に1つ設置され、施設には録音室、対面朗読室がある。音訳ボランティアの拠点となっている。

(3) 民間事業者

ア NPO法人・ボランティア団体

(ア) 「横浜市音声訳ボランティアグループ連絡会」

主に各区の社会福祉協議会等を拠点に活動する、音訳を行うボランティアなど18団体で構成されている。

(イ) 「NPO法人 デイジー横浜」

デイジー図書の作成・貸出を行うほか、製作したデイジー図書のデータを国立国会図書館にアップするなどしている。横浜市音声訳ボランティアグループ連絡会に入っている。

(ウ) 「よこはま布えほんぐるーぷ」、「ぐるーぷ・もこもこ・青葉台」

布絵本の製作、貸出などを行う。

(エ) 「りんごプロジェクト」(市外)

視覚障害者等が利用しやすい書籍等を一度に体験できる体験会を、学校、図書館、福祉施設などで行う。NPO法人ピープルデザイン研究所「超福祉の学校プロジェクト」の関連事業として行う。

イ 障害者支援団体

「横浜市障害者社会参加推進センター」

音訳、点訳奉仕員の養成講座のほか、障害者IT講習事業や障害者のピア相談などを行う。運営は、公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会が行う。

ウ 関連企業

(ア) デイジー図書やオーディオブック等の制作・販売を行う企業(市内あり)

(イ) 電子書籍を音声コンテンツ化し視覚障害者等に提供する企業

(ウ) デイジー図書の再生アプリを制作・販売を行う企業

エ その他

「公益財団法人 伊藤忠記念財団」(市外)

マルチメディアデージーを、全国の学校や、図書館に寄贈を行っている。

第33期横浜市社会教育委員会 第1回会議録	
日 時	令和3年11月5日(金) 午前10時～正午
開催場所	横浜市庁舎18階 なみき18・19
出席者	安藤委員、野口委員、牧野委員、中西委員、副島委員、高木委員、大橋委員、齋木委員、松島委員
欠席者	長尾委員
開催形態	公開(傍聴人1名)
議 題	1 教育長あいさつ 2 委員紹介 3 社会教育委員関係法令について 4 正副議長の選出 5 議事 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」に基づく本市取組の方向性について (1)「本市の現状」について (2)「本市の今後の方向性」について
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・議長に牧野委員、副議長に野口委員を選出。 ・委員意見を踏まえて、「本市の今後の方向性」を修正した上で、第2回以降の会議では法制の各論に入る。
議 事	1 事務局による説明 第33期社会教育委員会について(資料3) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律概要(資料4) 「本市の現状」について(資料5) 『本市の今後の方向性』について(資料6) 2 委員意見交換 『本市の今後の方向性』について(資料6)について
資 料	【配布資料】 第33期横浜市社会教育委員名簿(資料1) 横浜市社会教育委員 関係法令等(資料2) 第33期社会教育委員会について(資料3) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律概要(資料4) 「本市の現状」について(資料5) 「本市の今後の方向性」について(資料6)

■議事

(事務局より、第33期社会教育委員会について(資料3)、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律概要(資料4)『本市の現状』について(資料5)、『本市の今後の方向性』について(資料6)説明)

【事務局】

本日公務により欠席の長尾委員のご意見を紹介します。長尾委員からは、アクセシブルな書籍の充実という点に関しまして、市立図書館にあるマルチメディアデジターなどの電子書籍について、学校図書館にも貸し出しができるという連携も進めていけるといいのではないかというご意

見をいただいております。重点取組2、インターネットサービスの提供体制に関しては、GIGA スクール端末でインターネットサービスを利用するためには、アプリをいれなければならない、そのアプリを用意できるかという課題もありますが、普通学校も含めて端末でデジタイズの再生ができるかというのではないかとのご意見です。重点取組4の広報戦略については、盲特別支援学校の卒業生の方について、在学中は行政の支援情報は手に入れやすいが、卒業してしまうとなかなかそうした情報を入手しにくいという現状があるというお話がありました。そうした点も踏まえ、戦略的な広報、必要とする情報をお届けする工夫を考えていくことが重要ではないかというご意見をいただいております。

【牧野委員】

ありがとうございます。これから皆さんでご議論いただきたいと思います。ただいま事務局から読書バリアフリー法の理念や、横浜市の現状、取組の方向性についてのご説明がありました。これから皆さんにご議論いただきたいのは、資料6の本市における取組の方向性ということについてです。

最初に私から、素人の受け止めとして、この「アクセシブルな」というのがよく出てくるのですが、何なのでしょう。なぜカタカナか。最近カタカナが多いですが、例えばダイバーシティとインクルージョン、多様性と、包摂はいやだからインクルージョンって言っているということなのでしょうが、そこもなぜ日本語にならないのかと思ったりするのです。このことも含めて、委員の皆さんで、こういうことなのだということがあればお話いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【野口委員】

すごく根本的な、でもすごく重要な問いだと思います。法律上、そのように使われているところもあるのですが、確かにアクセシブルな書籍等の範疇外の物はアクセシブルではないのかと言うと、実は読書支援機器で拡大したら読めるという人もいたりして、そういう使い方もアクセシブルかもしれないというのがありますし、そもそもこの「アクセシブルな」という言い方が、一般の市民にとってわかりやすいのかという問題もあるような気がします。

何を以てアクセシブルとするのか。法律上使われているから重点的な取組としてこの言葉を使う形が本当にいいのか、市民にとってよりわかりやすい形で提言していくのであれば、ちょっと違った表現で、この実体を指し示していくのも一つの方向性なのかもしれないという気がしています。

【齋木委員】

個人的に、アクセシブルな書籍と言われると、流通している書籍なのです。書店で売っているとか、古書店である程度流通しているとか、いわゆる「到達できる」という意味なので、この言葉を法律上どんな意図で使っているかということは、後で野口委員から説明していただければと思います。

アクセシブルと言っても、どうしても視覚障害者向けにとか、支援というような感じがしてしまうのが、ちょっと引かかるなと思っています。例えば、著作権法上、視覚障害の人たちのみ複製して提供してもいいという制約があるものについては守らないといけないとか、それをすっ飛ばすことはできないわけですが、ここではそれに限定せず、単に読み方の多様化をしましようということですよ。字を大きくして役に立つのは、僕ももう老眼で、そろそろそっちのほうが楽だというところがあります。ディスレクシア用と言われているリーディングトラッカーなども、あなたはこれを読むのが難しいから、渡しますということではなく、現在学校図書館で導入しているところだと、普通に置いておいて、使いたい人は使ってくださいというふうにしておくと、こっちのほうが読みやすいという子は、使って読んでいる。そういうふう

こかで何か定義された障害の有無であったり、程度であったりというのはともかくとして、こういう読み方もありますということ。これまではこれぐらいの大きさの本で、これぐらいの大きさのフォントで、こういうふうに製本されているものというのが基本のように思われていたけれども、そうではなくてもいいではないかというような広い概念として、ここで扱ってあげばいいのではないかと思います。読み方の多様性を守るとか進める、というような言い方にしてしまえば、自分が思っているところとは一致するかなと思います。

【野口委員】

確かに「アクセシブルな」とは、アクセスできるという意味ですから、流通プロセスから見れば買えるかどうか、図書館で入手できるかどうか、という視点で見ますよね。この文脈というか、読書バリアフリー法では、視覚障害者等が「利用できる」というのが、この「アクセシブルな」という表現にたぶんなっているのですが、アクセシブルという言葉は非常に多義的なので、もう少しわかりやすくするのであれば、視覚障害者等が利用できる、あるいはしやすいとか、そういうふうにしてあげたほうがいいのです。ただ、齋木委員がおっしゃるように、実は文字が拡大されている本は、別に視覚障害者等でなくても読みやすいし、実は誰が読んでもいいはずなのです。市販されているものを図書館が収集した場合には、著作権の制約はないわけですから。だからそういう意味では、法律に基づいての枠組みの中で議論しているとは言いつつも、利用のしやすさというのは、実は視覚障害者等と限られた対象に限定されていない、もう少し幅広くとらえていくというとらえ方も必要な気がします。

少し先走りますが、重点取組4が広報なのでよね。アとイが上がっているが、これはどちらかという当事者とか支援者とか、比較的限られた方にターゲットがしぼられている気がするのですが、もっと広く、市民全般に知ってもらい、利用してもらおうという視点も、本当の意味で読書のバリアフリーというか、齋木委員の表現で言うと、読書形態の多様化、読書スタイルの多様化ということのを促していく意味では重要なかなという気がします。

【齋木委員】

3つのアクセシビリティがあるのです。コンテンツそのもののアクセシビリティというのがあ。視覚情報でしか読み取れないものを聴覚情報でも読み取れるようにする。それによって目が見えなくてもアクセスできるというアクセシビリティが一つ。それから、そのコンテンツにリーチできるかどうかということ。そのコンテンツがあってもそこに行けなければ、例えば点字図書館があるけれども、そこまで行けない人にとっては、ないも同然なので、そういうアクセシビリティ。さらにもう一つは、そういうものが存在しているということを知っているかどうかという入り口部分、コンテンツというより情報そのものへのアクセスを高めるという3つがあって、重点取組4はその3つ目ということなのかなと思います。それならば、当事者にはもちろん伝えなければいけないが、みんなが知っていたほうがいいじゃんということで、みんなに伝えましょうの方向のほうがいいのではと思います。

【牧野委員】

ありがとうございます。「アクセシブルな」ということで、齋木委員がまとめてくださいましたけど、そこに到達できるか、手に入れることができるかという問題と、手に入れたものがちゃんと読めるかということですよ、しかもそれはいわゆる視覚情報だけでなく、さまざまな手段で内容を受け止めることができるかということ、それを広く、障害を持った方だけではなくて、むしろあらゆる人がそれを知っていて、そしてお互いに配慮し合うことができるような状況になっているかどうかではないかというお話でしたが、いかがでしょうか。

【大橋委員】

当事者の立場で言いますと、読書バリアフリー法をなぜ求めてきたのかといえば、視覚障害者の「本を借りる権利」と「買う権利」を包含した法律の制定を必要としたからで、ICTの進歩に伴い読書環境が改善される状況になりつつあると感じて強く求めてきたわけです。借りる権利はサピエに30万タイトルの蔵書データがあると言っても、ひとつのテーマで深く調べようとするれば、極端な話、専門的な書物になればなるほどほとんどないに等しいと感じるぐらいです。国立国会図書館や市立中央図書館の蔵書数に比べたらはるかに少ない数なので仕方ありませんが、視覚障害者は点字図書館から借りて読むという実態が定着していることを考えますと、点訳やデージーなどの製作した蔵書を借りることも必要としていますが、それだけで決して満足していたわけではありません。まず一般に流通しているデジタル図書などを買ってリアルタイムに読める環境を作ることを、買う権利として位置づけて、読書バリアフリー法を求めたわけです。読みたい本を買ってすぐ読めるのなら、買いたいと思うのです。そういう意味では、齋木委員のご指摘の通り、全ての人の借りる権利、買う権利とともに、出版された本の情報をいかに知るかということが大事だろうなという気はします。おおもとは借りることだけではなくて、読みたい本にどうたどり着けるか、出版業界への働き掛けも含めて、私たちは議論し、国会陳情などもやってきました。

【齋木委員】

大橋委員におうかがいしたいのですが、買ったり借りたりするためには、その本が存在しているということを知らないといけないですよね。例えばサピエ等で検索すると、こういう本が出てきます、でもこれ以外こういう本があるはずだという部分は、どういう形で情報を手に入れているのですか。

【大橋委員】

点字図書館からいろいろな、通称『テープ雑誌』と言って、今はデージーになっていますが、そういう音声の雑誌等で新着図書情報や出版情報などを得ています。一番問題に感ずるのは、出版社が本を出版したその情報をリアルタイムに入手できないことです。出版情報を取り入れている音声雑誌もありますが多くの場合編集されている関係から、地方の小さな出版社から出版されているものなどは割愛されることも普通です。全国で郷土史家などが少部数の本を出しています。僕は盲人史を研究する会に所属していますが、この種の本の刊行を2～3年後に知って、え、そんなのが出ていたの？という感じです。だから、サピエにすでにあがっている本を検索するのは、僕が今まで点字図書館で50年前、そこにある点訳書から選んでいた状況と変わらないのです。出版社そのものももっと我々に情報を提供してほしい、そう思います。

【齋木委員】

例えば横浜市図書館のOPAC（蔵書検索システム）を使って、こういう分野についてどれぐらい世の中には本が出ているのだろうということを、例えば200件出てきて、うまく絞り込むなどして50件出てきた。そのタイトルにはこういうのがあって、というのは現状できているのですか。

【大橋委員】

結論から言って、ほとんど高齢者は出来ていないと思います。私の例で言いますと、国立国会図書館の個人登録をしています。中央図書館も利用していますが、ICTのスキルが低くてパソコンを駆使して情報を得ることはできません。牧野議長の講話でご指摘された通り、アクセシビリティとかアクセシブルとか大半の人が本を簡単に読めるような状況になっているように感じられるかもしれませんが、イメージが先行しているようで、視覚障害者の世界ではITのスキルには個人差が大きくあり、今までの概念を一回壊して、読書バリアフリー法の目的からやり直すことが

必要です。具体的には、アクセシビリティという言葉だけが先行しても、年代的な格差もあります。20代、30代、40代ぐらいの人までは特別支援学校の自活、自立教育活動でパソコンなどをある程度教わっているののでできますが、僕たちの年代ですと、自発的にパソコン教室などに通ってスキルを身に着けない限り、中央図書館の検索までうまくできないのです。ところが、中央図書館には障害者支援の担当者もいますが、レファレンスをお願いしようとしてもHPから入れますといった結果だけしか言ってもらえませんでした。仮に、僕たちが図書館に行ってパソコンによる、国立国会図書館の検索の仕方などを教えてもらえれば、たくさんの図書情報が得られてQOL（quality of life）の向上が図られるのです。健康福祉局のサービスにも全く同じこと言えまして、東京都でやっていますが、家庭訪問指導員、要するに障害者のいる家庭まで行ってパソコンを指導したり、あるいは歩行訓練も含めてしたり、そういう個々の個人に対するサービスが横浜市は非常に少ないのです。たとえ図書館で本を読んでもらえるとわかって、見えなくなった人が家からの歩行訓練をしてもらわない限り、図書館まで行くことができないのです。ですから、部局を超えた連携からまずはやっていかないとなりません。話のついでに、先ほど事務局から横浜市の現状の説明の最後に、点字図書館は横浜市にはないが、そういう機能というものは、横浜市全体としてはやっているのだみたいな発言がありました。私たちの団体が、視覚障害者の支援情報センター的な施設を要求していることの反論だろうと思いますが、これは行政マンの発言なのです。エンドユーザーからすると、見えなくなって、病院通いや眼科通いをしてとうとうあきらめて、仕方なく家にいるといった中で、漸くリハビリ施設にたどり着いて社会復帰していく過程を考えると、できる限りワンストップでなければ支援サービスにたどり着くまでに時間がかかりすぎます。市の職員ならば、このサービスはこっこの部署でやってということはおわっているでしょうが、エンドユーザーはわからない。そういう意味で、もう一回、縦割り行政も含めて見直して、読書バリアフリー法の新しい横浜のバージョンというものを考えてほしいと思っています。話が飛躍しましたが、現状としてはそういうところです。

【牧野委員】

ありがとうございます。今、アクセシブルな話からいろいろ広がったのですが、結果的には「行きつけない」となっていると思うのです。それをどう保障するかということに関わってくると思います。松島委員、何かご意見ありますでしょうか。

【松島委員】

買う権利、読む権利、それに一番遠いところにあるのがたぶん障害者の入所施設だと思います。入所施設では、一日中ボーっとして過ごしてしまう人があいかわらず多いと感じています。だからそこに小さくてもいいので図書館みたいなもの、入所者も近所の人も簡単に利用できる図書館を作ること、そこを今回の会議でもう少しつめていきたい。施設の状況があまり良くないところもあるので、近所の人も施設内の図書館を利用できるようにして、近所の人も施設の中を見てもらう。そして施設の人と本を読んだりして、いい関係を作る一助になると思います。

【牧野委員】

ありがとうございます。いろいろな方々がアクセスするということだけではなくて、障害を持った方々のところにも図書館があって、一般の方々もそこに行きながら交流できるような場所を作れないかというお話ですけれども、それもアクセシブルなことに関わってくるのだらうと思います。私たちの社会教育も、かつて公民館には全部図書室があって、公民館の大事な機能としては文字文化を普及するというのがあったのです。社会が発達すること、流通がどんどん進んでいく中で、図書館が小さくなっていったり、そのものがなくなっていったりということがありますが、今改めてこういった小さい図書館のあり方みたいなものも、当然考えていかなければならない時代なのかなと思います。

【安藤委員】

今、松島委員のおっしゃったことを聞いていて思い出したのですが、リードプログラムをやっている図書館があるのです。リードっていうのは、Reading Education Assistance Dogs、アシスタントドッグ、つまり補助犬を図書館のある一室に入れて、そこで絵本を犬に読み聞かせるというプログラムで、欧米では10年20年前からやっているらしいのです。日本でもいくつかそういうことをしている図書館があるみたいです。それは絵本になっていて、ある小学生が読むことが苦手で、音読をするとクラスの中でみんなに笑われるからいやだと、それが土曜日のたびにその図書館に行って、自分で本を読むと、犬は何も評価をせず、一言も何も言わず、ただじっと聞いてくれる。そういう環境の中で、少しずつ読むということに対して自信をつけるという、そういう絵本があって、私は知ったのです。

それは今、松島委員がおっしゃっていたことと同じことで、例えば発達障害を持っている小さいお子さんは、いろいろなお母さまにうかがうと、とにかくじっとしていないし、発達障害っていろいろあるので、じっとしていないタイプとか、すぐに大声を出しちゃうタイプとか、人にちょっかいを出しちゃうタイプとかいるので、そういうお子さんを持ったお母さまの多くは、図書館自体が行ってはいけない場所というふうに思っています。だからそういうところで、いろいろな人が行っていいというのは、アクセシビリティの一つかもしれない。もちろん中央図書館とは全く違う次元の話ですが、利用しやすい図書館、そういうのがあったら共通する考え方だと思います。

【副島委員】

横浜市は小中学校、特別支援学校全校に学校司書が配置され、学校図書館の整備が進みはじめていているところ、すばらしい施策だと思っています。横浜市内の500いくつの学校に、そういう学校司書がいて、学校図書館があるということと、うまく連動していけたらと学校現場側としては感じています。

そもそも私が学校の中で読書活動に力を入れてきたのは、自分が担任を持っているときに、すごくシンプルに、自分が読みたい本を選べる、そして選んだ本をちゃんと読み切るという、そこを保障してあげたいと思っていたにもかかわらず、それができないお子さんがすごく多い。それにはいろいろな理由があって、外国につながるお子さんという問題も非常に大きかったのですが、この場ではそれはとりあげませんが、今にして思うと、本当にさまざまな障害特性があって、自分ひとりで本を読み切るところへの困難さがあったと思います。その頃は特別支援教育というのが、学校現場ではあまり浸透していなかったのも、自分が無知だったということ。今だったら、どんどん違う支援ができるなと思います。学校に特別支援教育が入ってきたときに、ユニバーサルデザインといって、こういった特性を持っている子どもが困らないようにしたら、全員がやりやすかったというようなことが、今回のアクセシブルということと同じ考え方だろうなと。一つの切り口として、視覚障害者の方たちがアクセスしやすいということを考えていたら、すべての人にとってアクセスしやすい図書館になったのだという考え方が必要だということが一つ。もう一つは、求められている図書館の機能として、学校は学校として閉じていないで、学校と共存してやっていけないかなということをもすごく思うわけです。本校は、図書館で特別支援、発達障害のあるお子さんが過ごしやすいいろいろな工夫はしていますが、そういったことを広報でもいいし、地域の人に利用してくださいというのはまず第一歩かもしれないです。地域に開かれた学校図書館みたいなことも可能性としてはあるかと思うので、今ある資源を上手にうまく、有効活用できればということも今日聞いていて思いました。

【牧野委員】

ありがとうございます。教育ビジョンの策定に私関わった自治体でも、「学校、もったいないんじゃないか」という話が出ました。歩いていける距離にあるのに、学校が終わったあとは閉じ

られてしまって、誰も入れない、子どもすら帰ったら遊んではいけない場所になっていると。もったいないので、授業が終わったら開けばいいんじゃないかという話も出たのです。教育プラットフォームとして使ってもらって、図書館は開くし、地域のいろいろな方が来て使うとか、そのことも含めて学校は地域の、いわゆる文化センターみたいな位置付けになってもいいのではないかという議論が出たのです。そうした使い方もこれから考えなければいけない、従来の縦割りではない形で、使い合うようなことも考えなければいけないのかもしれないかもしれません。そうすれば今のこの議論を、ある程度アクセスする、まずはそこに行きつくということに関しては、かなり柔軟に運用できるようになるのかもしれないと思いました。

【齋木委員】

学校が難しいのは、開きましょうという不審者への不安も出てくるというところなのですよ。学校の可能性ということで言うと、本だけではなくて、図工室と調理室と理科室がある環境って、学校以外にはない。そういうところで、アクセシビリティを高めるための何かを作るみたいなことまで持っていけると、おもしろいですね。

【安藤委員】

昔は、地域開放を図書室もやっていましたよね。

【副島委員】

やっているところもあるのですが、今はどちらかというと本校もそうなのですが、同じ施設の中にあるけれども、使い分けている。こちらは子ども用の学校図書館です。こちらは市民の図書館といったように場所がわかっていたりとか。共存しているところもありますが、まだ本当の意味での連携ではないのです。

【中西委員】

副島委員におうかがいしたいのですが、学校図書館にはマルチメディアデジジーは置いておられるのですか。

【副島委員】

まだデジジーまでは置いていません。

【中西委員】

学習障害の方とか、識字障害の方たちはどのようなご本を？

【副島委員】

先ほど、GIGA スクールの話がありましたが、教科書の会社が出している音声と文字をハイライトしていく機能であるとか、そういうようなものは利用しています。

【齋木委員】

デジタル副読本はまだそれほどですよ。

【中西委員】

デジタル教科書は義務教育の場面では配布されているみたいです。

【副島委員】

まだ使い始めたところです。

【中西委員】

私共の団体にも、今までは視覚障害者が対象だったが、学習障害の方々からも問い合わせがあって、実は図書館へ行っても何も借りられない、マルチメディアデージーとかそういうものが、中央図書館まで行って調べるのも少し大変、ということで地域の区の図書館には何もないというお話をよくうかがいます。うちも3年ほど前にデージー横浜文庫というのを作って、そこに文化庁の著作権フリーの認可も受けて、そこへアップして、そこから貸し出すということをしているのですが、例えば外国籍の方で、日本語が不得意で、学習障害も持っているという方にも何回かお貸ししたのですが、やっぱり学校現場で何もしてもらえないということが、すごくネックのようなのです。横浜市が全部の学校に司書を配置しているのでしたら、そういうマルチメディアデージーとか、学習障害の方に対応する本を入れていただくとありがたいと思います。やはり毎日の生活の中で利用できないと意味がないのですよね。どこかへアクセスして、自分で探しているというのはやはりハードルが高い。特に、そういうことで悩んでいらっしゃるお母さまたちは、いろいろなところに情報を張って、どこからか門をたたけないか、何か情報がないかというのを、本当に探していらっしゃるのです。

横浜市の盲学校はとても設備がいいです。全国から見学にいらっしゃるぐらい充実した図書館で、ぜひ学校の先生も盲学校の図書館を見学して、こういうふうにとろえられないものかということをお勉強していただきたい。私たちは現場に月に1、2回足を運んでいるのですが、子どもたちはタブレットも各自1台持っています。ただ、それは貸与という形で与えられているものなので、勝手にソフトをインストールできないのです。本当に、宝の持ち腐れです、はっきり言って。お母さまやご父兄はまだ若い方ですが、ボーナスが出るので、どんなに高いソフトでもいいから買って、この子がなんとか活用できるようにしてあげたいと相談を受けることがあるのです。ソフトを入れるには許可がいるし、自由にならないのですよね、学校のタブレットは。ですから、そのあたりのことも考えていただきたいと思います。せっかくあるのに使えない、役目を果たしていないということがとても残念です。ソフトは買うとなると3,000円はします。ボイスオブデージーという電子図書を読むソフトがあるのですが、アンドロイドのスマホでしたら無料のアプリもありますけど、マルチメディアデージー対応はちょっと怪しいなという感じもします。ツールはいろいろあるので、それを自由に使えるように、せっかくあるツールを使えないというもどかしさをいつも感じるのです。そのあたりが、なんとかならないのかしらと思います。

【齋木委員】

一つの学校ではなかなか難しいと思うので、どちらかという市として対応することだと思えます。学校司書や司書教諭も関心は持ち始めているけれども、横浜市がどうというわけではなくて日本全体的に、あまりいい待遇ではなく、もともと持っている知識の範囲もばらばらだったりするので、ここにあるように、研修から始めていこうとなるかなと思います。ただ、それぞれすごくがんばっていらっしゃる方は多いです、私がおこなっている研修でも外国籍の子がいるとどなたかが横についてサポートしてくれていますから、身につけようとしていただけたらと思います。あとは、どういうふうな形で情報を届けていくかということを考えるなら、たぶん、図書館でこういうふうにしましょうという情報と、普段から子どもたちを見ている教員に対して、こういうふうにしましょうという、2パターンあったほうがいい気はします。

【牧野委員】

ありがとうございます。今の話で、高木委員いかがですか。障害を持った方、特に学習障害を持った方のアクセスの仕方というのが議論になりましたが。

【高木委員】

一般に、アクセスしやすいという意味で言えば、最初に「知りやすい」というか、ものがあるということを知ることができて、近づいていけて、利用ができるという3段階があって、そう考えると私たちの生活の中で、例えばAmazonにアクセスすると、書籍も最近では、本にしますか、それとも電子に落としますか、と問われ、電子のほうが安くなっていたりするので、どうしようか迷うのです。それから、新しい新書が出ると、企業からメールが届いたり、ダイレクトメールの場合もあるし、電子メールの場合もあるし、そういう媒体をとおして、どんどん「知れる」ようにはなっている。逆に、そうやっていくためには、いろいろな機能的にいろいろな問題があったり、能力の差があったり、環境も違いがあるし、その人が置かれている状況で興味があることも多様なので、そういう多様なところにそのサービスやコンテンツの選択肢が多いということがないと、「知って、近づいて、利用する」ということができにくい。ただ、横浜市がそれを全部やることは無理なので、既存のもので考えると、やはり学校とかコミュニティの中のいろいろなものに、そういう機能をつける。ただ学校の先生や司書の先生がいろいろな障害の知識を得て、それに合わせるというのは難しいので、そういう意味では学校の先生にこれ以上、例えば発達障害の世界でも、やらなくてはいけないことはたくさんあるのですが、私たち専門家が山のように勉強してもまだ追いつかないものを、教育現場の先生たちが全部知るべきだというのは無理なので、やはりそうした人材を育成して、司書のところにそういう専門の人を配置できたらいいなど。また、先ほど福祉の入所施設に小さな図書館がというのがありましたが、それもまた建設費とか場所も難しいと考えられます。アクセスしやすいという意味では、最近私たちはネット販売すると家まで届けてくれると考えると、福祉の施設やいろいろなコミュニティのところで、リクエストをすると、移動図書館が来るというような、そうすると車が1台あれば10か所も20か所もそうしたことが可能になっていく。今あるできそうなことから、もっと柔軟にアクセスできる環境を私たちが知っているものの中から、こういうことができないかというアイデアをたくさん出すとか。例えば大学生が読み上げてくれるというのもいいのですが、子どもたちが喜ぶのって、企業が作っている声優がちゃんと作ったようなもので、最終的には企業タイアップなど、そういう形でデジタイズも教育の中の教科書も、そういう楽しい素材があったら、子どもは何度もアクセスしたくなるのですよね。そういう多様性等を、ボランティアではなく、企業タイアップという形もいつかとれていくといいと思うので、そういう足がかりになるいろいろな可能性やアイデアをここで出していけると、私たちも楽しく参加できて、希望を持てるかなと思います。

【牧野委員】

ありがとうございます。基本的には、今日は、アクセシブルな、ということで、一体何がいちばん大きな問題なのかということをご議論されたのだらうと思います。簡単に言えば、まだ到達できない状況にあるのだと、そこを改善していきながら、さらにはその先へいけるような条件整備をという話になったのではと思います。また引き続き議論をできればと思います。最後、高木委員もおっしゃいましたが、「楽しく」、ですよね。楽しい関わり方というか、楽しい読書という形で展開していくと、いろいろな方々も入っていけるようになるのではないかと思いますので、そのことも考えながら議論ができればと思います。どうもありがとうございました。それでは、これまでの議論を踏まえまして、次回以降の会議について事務局から考え方をお示しいただけますでしょうか。

【事務局】

皆様、ありがとうございました。次回以降は、基本的には重点取組の1つ1つを掘り下げていければと考えています。その中で本日いただいたご意見で、今の重点取組の枠組みの中で議論しきれない部分もあるかと思っています。そうした議論については、新たに項目を追加するとか、取組の見せ方を変えるというところを検討していきたいと思っています。例えば最後、高木委員もおっし

やっただきましたが、企業との連携などこうした視点については、重点取組のすべてに関わるようなものなので、取組の前提と言いますか、すべての取組に関して企業をはじめ、大学やさまざまな主体と連携していくことを前提としながら、重点取組を取り組んでいくという考え方にして、すべての取組に関して、いろいろな連携を検討していけるような形で今後のテーマ議論の設定をしたいと思っております。また、いただいたご意見の中で、例えば、学校での電子書籍、マルチメディアデイジーを読める環境の整備がありました。こうしたところは、まさしく重点取組の2のイのところ、もう少し掘り下げていくと思っております。情報のアクセシビリティに関しては、今の重点取組4の広報戦略にも関わるところだと思うのですが、それだけに留まらない部分もあるかと思しますので、こちらについては場合によっては別途項目を設けて、皆様にご意見をいただく機会を設けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【牧野委員】

ありがとうございます。ただいま事務局から今後の考え方について方向性が示されましたけど、それでよろしいでしょうか。基本的には資料6にあります重点取組のことを検討してのですが、今日皆さんからいただいたものを加えていきながら、適宜修正を加えていくということになるかと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、今日の議事はここで終了にしたいと思います。委員の皆さんから何かご意見、また言い残したことはありますでしょうか。

【大橋委員】

重点取組などでも、せっかくいろいろサービスはやっているにも関わらず、全然連携がされていない。例えば、盲特別支援学校も、他の盲学校に比べたら確かに充実はしておりますが、他の施設との連携にはほとんど活かされていない。それから、特に感じているのは、横浜市の場合、大学もありますので、大学の学生支援室など、立命館をはじめ、非常に充実していますので、学術文献的な資料の連携など、もう少し既存のものとの連携強化のあり方を議論したほうがいいのではないかと思います。社会資源の有効活用を望みます。

【牧野委員】

ありがとうございます。先ほども議論にありました、今あるものをうまく使い合いながら、サービスを拡充できないかという話もありましたので、そこも検討したいと思います。

【齋木委員】

こういう資源が実はありますみたいな、あるいは、横浜としてはこういうところで取り組んでいます、みたいなものをまとめて共有していただけると考えやすいかなと思います。ここへ行けばこういうのがあるはずだ、みたいなことだったり。

【牧野委員】

ありがとうございます。事務局は大変かもしれませんが、可能であれば少しご準備いただければと思います。それでは、ここまでにさせていただきたいと思っております。